

令和2年度諮問（個）第2号
答申（個）第18号

「交通反則切符に関する保有個人情報非開示決定に係る審査
請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、令和元(2019)年12月27日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

私が〇〇〇年〇月〇日、〇〇警察署で交通反則切符をもらった際の2枚目（サイン済み）の写し（以下「本件保有個人情報」という。）

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

(1) 本件保有個人情報の特定について

実施機関は、本件開示請求の対象である本件保有個人情報について、告知・交付日時〇〇〇(〇〇)年〇月〇日午前〇時〇分、審査請求人に係る交通事件原票（以下「原票」という。）及び道路交通法違反現認・認知報告書（以下「報告書」という。）と特定した。

(2) 本件開示請求に対する決定について

実施機関は、本件開示請求について、当該文書に記録されている本件保有個人情報は、刑事訴訟法(昭和23年法律131号。以下「刑訴法」という。)第53条の2第2項に定める「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報であり、条例第53条第3項の規定により、条例の適用が除外されるとして、条例第19条第2項の規定に基づき、令和2(2020)年1月8日付けで本件処分及び審査請求人への通知を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2(2020)年1月24日付けで栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

諮問庁は、条例第41条第1項の規定に基づき、令和2(2020)年8月7日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び諮問庁が行った口頭意見陳述聴取の結果によれば、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由等

(交通反則切符は複写式で、) 1枚目に警察官が記載し「青キップ」として審査請求人に手渡すが、本件保有個人情報はその2枚目の複写文書に審査請求人がサインをしたものであり、条例第53条第3項には該当せず、複写式の3枚目以降の複写文書のみが該当するはずである。

審査請求人は、反則金の納付を判決結果として納得してサインしたものであるから、本件個人情報は、訴訟に関する書類には該当しない。

3 その他の主張

サイン後に改ざん・毀損等の行為が行なわれないよう、交通反則切符の写真撮影を拒否された。

サインをした者が、サインした2枚目を見ることができないというシステムはおかしい。サインは1枚目にするべきで、交通反則切符の様式を変えるべきである。

私の〇〇駅における障害者用駐車場の必要性の主張に対する〇〇市や国土交通省の対応や、違法駐車への通報に対する警察の対応に不満がある。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書によるとおおむね次のとおりである。

- 1 交通反則切符は交通反則告知書・免許証保管証、原票及びその付属書類で構成される5枚複写の様式である。刑事事件である道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)違反事件を処理するために作成される公文書であり、被疑事件・被告事件に係る内容は全ての文書に複写記録される。

本件保有個人情報は、交通反則切符の2枚目にあたり、原票及び報告書が一体となった様式となっている。

- 2 原票は、検察庁への送致に際して事件記録として送致書に添付されるもので、刑訴法第53条の2第2項に定める訴訟に関する書類に該当する。

交通反則通告制度により、反則金の納付がされれば刑事事件として公訴を提起されないこととされているが、その場合でも刑事事件であることに変わりはなく、反則金を納付しなかった場合や逃亡のおそれがある場合等、交通反則通告制度の適用を受けない場合は刑事事件として訴追の対象となるものであり、原票は検察庁の送致にかかわらず訴訟に関する書類

の性質を持つ公文書である。

3 報告書は、司法警察職員が刑訴法第198条第1項の規定に基づき被疑者の取調べを行った際に、同条第3項の規定に基づき供述書（甲）欄に署名・押（指）印を求めて作成した供述調書であり、刑訴法第53条の2第2項に定める「訴訟に関する書類」に該当する。

4 「訴訟に関する書類」について、平成16年1月16日大阪地方裁判所判決でも、「刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」とは、書類の性質・内容の如何を問わず、刑事被疑事件又は刑事被告事件に関して作成された書類をいうと解すべき」と判示されている。

よって、本件保有個人情報「訴訟に関する書類」に記録された個人情報に該当するため、条例第53条第3項の規定により、条例の適用除外に該当するものであり、非開示とした決定は妥当なものである。

なお、審査請求人が求めた写真撮影の拒否についてであるが、刑事事件のために作成された書類については、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の規定により公文書の閲覧等が最終的に判断されるものであり、「訴訟に関する書類」の公開は刑訴法第47条において、公判廷で公にされるまでは原則として禁止されているため、写真撮影の拒否は妥当である。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、同法の逐条解説（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、本件保有個人情報開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性、不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って諮問事案を調査審議し、県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害され

ることのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 実施機関の本件保有個人情報の特定の妥当性について

審査会においてインカメラ審査を実施したところ、本件保有個人情報として実施機関が提出した写しには審査請求人が本件開示請求書に記載した日にち、警察署名及び審査請求人のサインが記載されており、実施機関における本件保有個人情報の特定は妥当であると認められた。

3 本件保有個人情報の非開示決定について

(1) 条例及び刑訴法の規定について

条例第53条第3項では「第3章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）その他の法律により同法第4章の規定が適用されない個人情報については、適用しない。」と規定されている。

また、刑訴法第53条の2第2項では「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章（略）の規定は、適用しない。」と定めている。

そこで、本件保有個人情報が、条例第3章の適用除外となる「訴訟に関する書類」に記録された個人情報に該当するかを以下検討する。

(2) 関係する裁判例について

実施機関が弁明書において引用する平成16年1月16日大阪地方裁判所判決では、「刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」とは（略）、書類の性質・内容の如何を問わず、刑事被疑事件又は刑事被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護人・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれる」とされている。

また、原票及び報告書について、平成16年7月12日札幌地方裁判所判決では「具体的な違反事実に加え、同違反事実の状況等に関する警察官等の報告及び違反者の供述が記載されているから、同公文書が、刑事事件である道交法違反事件の捜査書類として作成された書類であることは明らかである。」とし、「刑事司法手続きに関連して作成された「訴訟に関する書類」に該当するといえることができる。」と判示されている。

さらに、同判決では「いわゆる交通反則事案は、反則金の納付の通告を受けた違反者がその反則金を納付すべき期間に納付すれば、行政手続である交通反則事案として終了するのであるが、このことから、本件公文書が、もっぱら行政上の措置を目的として作成される行政文書と解することはできないし、反則金の納付によって違反者が公訴の

提起を確定的に免れても、このことにより、当初「訴訟に関する書類」であった公文書が、その性質を変じて行政文書となると解すべき根拠もない。」とされている。

(3) 本件保有個人情報の条例第53条第3項該当性について

これらの判決を踏まえて、審査請求人が開示を求めた原票及び報告書を見分すると、同文書には、審査請求人の道交法違反に関する違反事実や供述及び警察官の報告等が記載されていることから、刑事事件である道交法違反事件を処理するために作成され、道交法違反に係る被疑事件・被告事件に係る内容が記録された刑事司法手続きに関連して作成された「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

また、審査請求人が反則金を納付したか否かは明らかでないが、仮に反則金の納付によって審査請求人が公訴の提起を確定的に免れていたとしても、前掲札幌地方裁判所の判決が示すとおり、その原票及び報告書が「訴訟に関する書類」であることに変わりはない。

以上のことから、本件開示請求に係る原票及び報告書は刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」であると認められるため、これに記録された個人情報には、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用されず、よって条例第53条第3項の規定により条例第3章の規定が適用されないものと判断される。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、本件保有個人情報が条例第53条第3項に規定する個人情報に該当するため条例の適用除外を理由として非開示とした本件処分は妥当である。

4 その他審査請求人の主張について

その他審査請求人は、交通反則切符の様式への疑問や違法駐車への警察等の対応への不満等を種々述べているが、これらは本件処分に対する審査会の判断に影響するものではない。

5 結論

以上のことから、審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 (2020)年 8 月 7 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 2 (2020)年12月15日 (第26回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明
令和 3 (2021)年 1 月19日 (第27回審査会第 2 部会)	・ 審議
令和 3 (2021)年 2 月16日 (第28回審査会第 2 部会)	・ インカメラ審理 ・ 審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
坂 本 裕 一	株式会社下野新聞社常務取締役	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長